随意契約理由書

件　　名	慰霊と復興のモニュメント噴水設備整備
契約の相手方	関西トースイ株式会社
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

随意契約の理由

本件は慰霊と復興のモニュメント噴水設備について、老朽化に伴う分解整備および部品交換を行うものである。
当該モニュメントは、毎年1月の「阪神・淡路大震災1.17のつどい」では中心的な建造物である。
1999年竣工から27年が経過し、機器の劣化が進行しているため整備を行う。
建設工事の施工を行ったのは(株)竹中工務店であるが、噴水設備については関西トースイ株式会社が下請負業者として設計および現地施工を行っている。
本件は噴水設備の構成機器を整備するものであり、噴水設備を適正に動作するためには機器・部品の選定に当初の施工業者しか持ちえない機器設計条件・図面が必要となるため、上記業者でなければ不可能である。
以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

担当部署 (問合せ先)	地域協働局地域活性課　　(電話番号　322－6491　)